

# 転出届 にともなう諸手続き



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合もあります。 内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	内子町国民健康保険に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>*【保険証】をお返してください。</li> <li>*内子町の保険証は、転出(予定)日の前日まで使えます。</li> <li>*施設等に入所する方や学生の方はお申し出ください。</li> <li>*国民健康保険税は再計算して、後日税務課より通知します。</li> </ul>	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152  (保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153
<input type="checkbox"/>	内子町国民健康保険の各種認定証をお持ちの方	*【各種認定証】をお返してください。	
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>*【保険証】をお返してください。</li> <li>*県外の施設・病院等に入所・入院する方はお申し出ください。</li> <li>*県外へ転出をする方には、【負担区分等証明書】をお渡します。</li> </ul>	住民課 後期高齢者医療係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険の各種認定証をお持ちの方	*【各種認定証】をお返してください。	
<input type="checkbox"/>	国民年金に加入している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>*手続きは不要です。</li> <li>*納付書はそのままお使いください。</li> <li>*口座振替は継続されます。</li> </ul>	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	国民年金を受給している方	*手続きは不要です。	
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>*【被保険者証】をお返してください。</li> <li>*保険料は再計算をして、後日通知します。</li> <li>*施設・病院等に入所・入院する方はお申し出ください。</li> </ul>	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/>	介護保険要介護・要支援の認定を受けている方	*【介護保険受給資格証明書】をお渡しします。	
<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>*【受給者証】をお返してください。</li> <li>*内子町の受給者証は、転出(予定)日の前日まで使えます。</li> </ul>	保健福祉課 児童福祉係 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/>	児童手当を受給している方 (公務員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*消滅届をしてください。</li> <li>*転入先での手続きは、状況により必要書類が異なりますので、事前に転入先の係へお問い合わせください。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>*【受給者証】をお返してください。</li> <li>*内子町の受給者証は、転出(予定)日の前日まで使えます。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給している方	*【児童扶養手当証書】をお持ちになり転出の手続きをしてください。	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/>	犬を飼っている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>*手続きは不要です。</li> <li>*転入先の役所へ【鑑札】をお持ちになり、住所変更の手続きをしてください。</li> </ul>	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳・療育手帳をお持ちの方	* 手続きは不要です。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方	*【受給者証】をお返してください。 * 内子町の受給者証は、転出(予定)日の前日まで使えます。	
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給している方	*【特別児童扶養手当証書】をお持ちになり転出の手続きをしてください。	
<input type="checkbox"/>	妊娠中の方	* 転出後は内子町の妊婦健診受診票は使えませんので、母子健康手帳をお持ちになり、転入先で手続きをしてください。	地域医療・健康増進センター (五十崎保健センター) ☎0893-44-6155
<input type="checkbox"/>	7歳6か月未満の子どもがいる方	* 転出後は内子町の乳幼児健診、予防接種予診票等は使えませんので、母子健康手帳をお持ちになり、転入先で手続きをしてください。	
<input type="checkbox"/>	小・中学校に子どもが通学している方	* 在学している学校で【在学証明書・教科用図書給与証明書】をお受け取りください。 * 区域外就学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 (内子分庁) ☎0893-44-2124
<input type="checkbox"/>	水道・下水道を使用している方	* 閉栓、または名義変更の手続きをしてください。 * アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158
<input type="checkbox"/>	各種町税が課税している方	* 基準日(住民税・固定資産税は1月1日、軽自動車税は4月1日)で1年分の税金が賦課されますので、引き続きお支払いください。	税務課 ☎0893-44-6153
<input type="checkbox"/>	125cc以下のバイクをお持ちの方	*【ナンバープレート】をお持ちになり、廃車手続きをしてください。 * 転入先の役所でも手続きできます。	税務課 軽自動車税係 ☎0893-44-6153
<input type="checkbox"/>	町営住宅にお住まいの方	* 入居者全員が転出する場合は、転出予定日の5日前までに退去届をしてください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている方	* 印鑑登録証をお返してください。 * 転出(予定)日で、登録は抹消されます。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
<input type="checkbox"/>	マイナンバーの通知カードをお持ちの方	* 手続きは不要です。	
<input type="checkbox"/>	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	* 転入先で再申請が必要です。	
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方	* 引き続き転入先で継続利用する場合は、「カードを利用した転出届」をして、カードはそのままお持ちください。 * 継続利用を希望されない方は、カードの返納届をしてください。	
<input type="checkbox"/>	電子証明書をお持ちの方	* 自動で失効します。 * 必要な方は、転入先で新たに交付申請をしてください。(マイナンバーカードが必要)	